

生活保護基準引き下げ違憲富山訴訟

富山地裁判決報告集会

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に提訴してから 8 年、これまで 28 回にわたり保護費引き下げの取消しを求めて裁判を闘ってきました。2024 年 1 月 24 日に富山地方裁判所において、ついにこの裁判の判決が行われます。

この裁判を通じて、国は物価や計算方法を偽装することで、生活保護世帯の生活実態と関係なく保護費を違法に引下げた事実が明らかとなりました。全国 29 都道府県で同種の訴訟が取り組まれており、次々に原告勝訴の判決が言い渡されています。2023 年 11 月に名古屋高裁で行われた控訴審判決では「厚労大臣には重大な過失がある」と国の違法性を断罪し、原告への賠償を命じる画期的な判決が言い渡されました。続く今度の富山訴訟においても、原告勝訴の判決が待ち望まれます。

富山地裁判決を受けて同日、原告と弁護団、反貧困ネットとやまなどによる判決報告集會を右記のとおり開催いたします。この訴訟の意義を共有し、今後取り組む名古屋高裁金沢支部の控訴審においても引き続き勝訴し、まっとうな生活保護制度を取り戻すために、皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。

【判決報告集會の予定議題】

1. 富山地裁判決の分析報告と原告弁護団の声明
2. 判決を受けて原告からの訴え
3. 訴訟に関わる関係者や生活保護受給者の発言
4. 今後の金沢控訴審に向けた運動提起 など

会場参加を予定される方は事前にお名前と参加人数をお知らせください

メール：tym_sugita@doc-net.or.jp

電話：076(442)8000

(いずれも反貧困ネットとやま事務局長：杉田あて)

参加申込
問い合わせ

反-貧困ネットワークとやま

富山市桜橋通り 6-13 (富山県保険医協会 気付) TEL:076-442-8000
<http://toyama-hok.main.jp/han-hinkon>

2024年

1月24日(水)

14:00~16:00

会場参加

富山市民プラザ
3階マルチスタジオ

富山市大手町 6-14 TEL:076(493)1313

※お車でお越しの際は市民プラザの駐車場、または周辺の駐車場をご利用ください



オンライン参加

Zoom ウェビナー

※ zoom の視聴は右 QR コード、または反貧困ネットとやまのウェブサイトからできます



参加は無料です

主催 富山地裁判決
報告集會実行委員会

